

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

IV 賃金政策

2 最低賃金制の運用状況

地域別最低賃金の改定

最低賃金制運用の中心となっている地域別最低賃金については、一九七七年一二月の中央最低賃金審議会答申により、中央で目安が定められることとなっている。労働大臣の諮問にたいし、七九年七月二六日、中央最低賃金審議会(所沢道夫会長)は、七九年度地域別最低賃金額改定の目安について答申をおこなった。

答申の骨子は、前年度と同様の方式により、地域別最低賃金の水準を四ランク(A~D)にわけ、各ランク別に一六〇円、一五五円、一五〇円、一四五円を引き上げるとするものである。なお、前年度の地方最低賃金審議会の審議に当たり目安が強い拘束力をもつとの指摘があったため、答申は、目安を地方最低賃金審議会が「全国的なバランスを配慮するという見地から参考にされるべきもの」であるとし、その「審議決定を拘束するものではない」ととくに付言している。

この答申を参照して、地方での審議がおこなわれ、ほぼ八月末までに答申がなされ、けっきょく第131表のように七九年度の金額が決められた。『労働時報』によれば、目安答申は、公益・労働委員の養成、使用者委員反対で多数決となっていたため、地方最低賃金審議会においても、全会一致の答申が減少したこと、異議申立が増加したことなどの特徴がみられた。また、京都府においては、目安が都道府県単位になっているのにたいし、条件の違いを理由に北部と南部の二本建としたことが注目された。なお、目安どおり決定したものは三五道府県、目安プラス二円が二都県、目安プラス一円が八県、目安マイナスが一県、その他が一県であった。

適用状況と水準

八〇年三月末現在における、最低賃金の適用状況は第132表のとおりである。産業別最低賃金のうち二件(石炭鉱業および金属工業等)は中央の審議会方式によるものである(適用労働者三万人)。その他は地方別に決定され、第133表、表側の一〇産業におけるものである。労働協約の拡張方式は、地区的な塗料製造業などにみられる。

これらの最賃金額は第133表のとおりで地域別最低賃金の平均は二六二七円である。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

